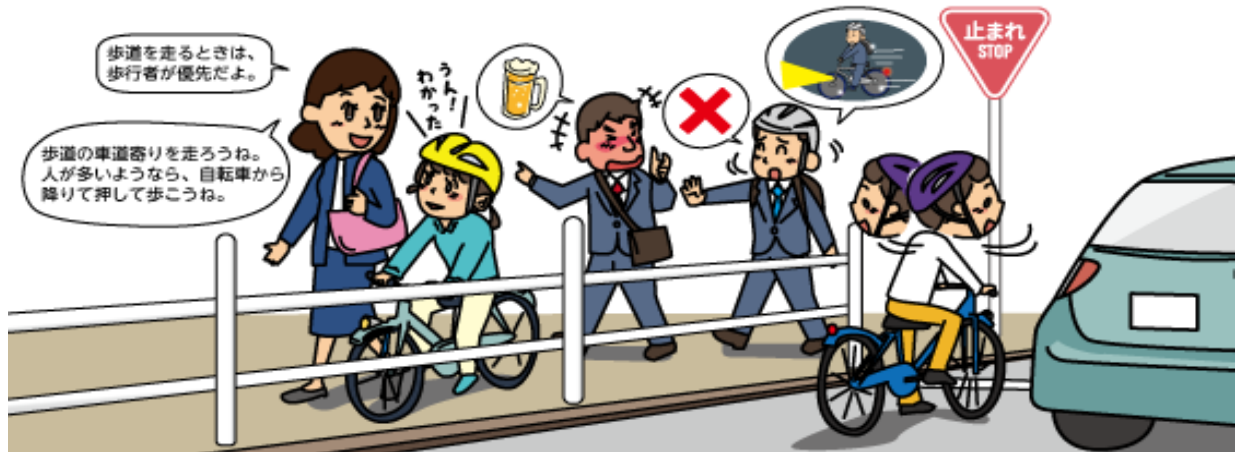




## 自転車の安全利用の促進



**自転車で通行するときはルールを守りましょう！！**



### 【自転車の安全利用の促進】

自転車は子どもから高齢者まで手軽に利用できる便利な乗り物ですが、自動車やバイクと同じ「車の仲間」です。

自転車安全利用五則を守って、安全に利用しましょう。

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



### 5月は『自転車月間』

- ◇ 自転車活用推進法で5月は『自転車月間』、5月5日は『自転車の日』と定められており、全国各地で自転車に関する様々なイベントなどが行われます。
- ◇ 兵庫県では、毎月2日を『自転車安全利用の日』と定め、自転車の安全で適正な利用について皆さんの理解を深めてもらうこととしています。




**自転車の盗難  
に注意！！**

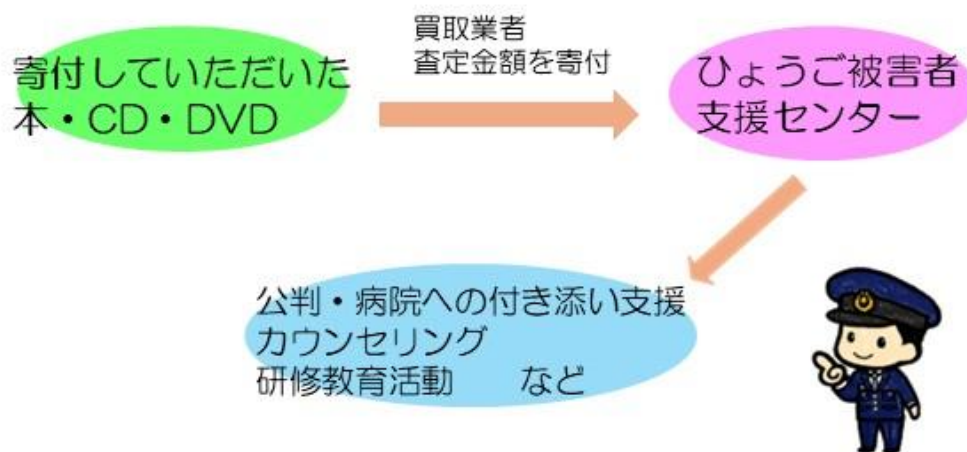
- ★ わずかな時間でも鍵をかけましょう！
- ★ 手間を惜しまず、ツーロックをしましょう！
- ★ 不正解錠に強い自転車鍵等を使いましょう！
- ★ 「自宅だから大丈夫」という油断は禁物です！



須磨警察署では**ホンテリング**を受け付けています

**ホンテリング**とは 

ご不要な本・CD・DVD等を寄付していただき、  
ひょうご被害者支援センター  に寄付することで、  
犯罪等の被害に会われた方々への支援活動に役立てる社会貢献プロジェクトです。



ご不要な本・CD・DVDなどありましたら、



いつでも須磨警察署までお持ち下さい

お問い合わせは須磨警察署警務課 (078-731-0110) まで